

電子的診療情報評価料

当院では上記の施設基準の届け出を行っております。

算定要件：別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者さまに係る検査結果・画像情報・画像診断の所見・投薬内容・注射内容・退院時要約などの診療記録の内、主要なものについて電子的方法により閲覧または受信し、当該患者さまの診療に活用した場合に算定できます。

当院では倉敷中央病院「KCHART」と連携をしています。